

公聴会の開催について

1 目的

漁業権免許の内容等について、知事から諮問を受けた委員会が、利害関係者（漁業権者、漁業権漁業の経営者、漁協関係者、その他直接利害関係のある者）から意見を聴くために開催し、委員会は出された意見を踏まえて審議し、知事へ答申する。なお、利害関係者から意見を聴くもので、意見交換はしない。

(漁業法第 11 条④)

2 開催計画

開催時期	場 所	対象漁業権
8月下旬	諏訪市上川 1 丁目 1,644-10 長野県諏訪合同庁舎	内区第 1 号 内区第 2 号

3 出席者

委員（2名）の都合を確認の上、後日決定する。

4 進 行

- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) 開会 | 事務局 |
| (2) 出席委員、事務局の紹介 | 事務局 |
| (3) <u>委員あいさつ</u> | 委員（代表） |
| (4) 会の運営について注意事項 | 事務局 |
| (5) 案件の説明 | 事務局 |
| 資料（免許毎の事前決定案及び漁場概要図）を配布 | |
| (6) <u>公述開始の発言</u> | 委員（代表） |
| (7) <u>公述終了の発言</u> | 委員（代表） |
| (8) 閉会 | 事務局 |

○公聴会及び意見の聴取の実施に関する規程

昭和 26 年 4 月 26 日

漁管委告示第 1 号

改正 平成 7 年 2 月 9 日漁管委告示第 1 号 平成 12 年 8 月 14 日漁管委告示第 1 号

長野県内水面漁場管理委員会の主催する公聴会及び公開の聴聞に関する手続規程を、次の通り定める。

公聴会及び意見の聴取の実施に関する規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 公聴会（第 4 条—第 11 条）

第 3 章 意見の聴取（第 12 条—第 17 条）

第 4 章 雜則（第 18 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）の規定に基づき長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が行う公聴会及び意見の聴取の実施について、法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号。以下「令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開催等の決定）

第 2 条 委員会において、公聴会を開き、又は意見の聴取を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

（討論及び表決）

第 3 条 委員会は、公聴会及び意見の聴取においては、討論及び表決を行わない。

第 2 章 公聴会

（公聴会の公示）

第 4 条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から少くとも 7 日前に、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は、県報及びその他の方法によるものとする。

（文書の提出）

第 5 条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

（公述者の範囲）

第6条 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他直接利害関係ある者

(公述の機会の公平)

第7条 公聴会において意見を聽こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ばなければならない。

(公述者の発言)

第8条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第9条 公述者の発言は、その意見を聽こうとする事件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が、前項の範囲を超え又は公述者に不適切な言動があつたときは、会長は、その発言を禁止し又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第10条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。但し、公述者が、委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第11条 公述者は、委員会の同意を得た場合は、代理人に意見を述べさせ又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

第3章 意見の聴取

(意見の聴取の公示)

第12条 委員会は、意見の聴取を行おうとするときは、意見の聴取を行うべき期日の2週間前までに、令第1条の2において準用する行政手続法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を公示するものとする。

2 前項の公示については、第4条第2項の規定を準用する。

(意見の聴取の期日及び場所の変更)

第13条 委員会が令第1条の2において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知をした場合において、同項の通知を受けた者（第15条及び第18条において「当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときには、委員会に対し意見の聴取の期日の変更を申し出ることができる。

2 委員会は、前項の規定による申出により意見の聴取の期日を変更し、又は職権により意見の聴取の期日若しくは場所を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、当事者及び令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定により意見の聴取に参加する者（第15条及び第18条において「参加人」という。）にその旨を通知しなければならない。

（参加許可の手続）

第14条 令第1条の2において準用する行政手続法第17条第1項の規定による許可を受けようとするときは、意見の聴取の期日の4日前までに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有する事由を記載した書面を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の書面の提出があったときは、速やかに、許可するかどうかを決定し、申請者に通知しなければならない。

（補佐人）

第15条 令第1条の2において準用する行政手続法第20条第3項の規定による許可を受けようとするときは、意見の聴取の期日の4日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の書面の提出があったときは、速やかに、許可するかどうかを決定し、申請者に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当該補佐人に係る当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が陳述したものとみなす。

（意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第16条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、陳述する者に対しその陳述を制限することができる。

2 委員会は、意見の聴取の審理の秩序を維持するため必要があると認めることは、傍聴人の入場を制限することができる。

3 委員会は、前2項に定めるもののほか、意見の聴取の審理の秩序を維持するため、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（免許等をしない場合の意見の聴取）

第17条 前条に定めるもののほか、法第13条第5項（法第36条第3項において準用する場合を含む。）に規定する意見の聴取の実施については、法第34条第5項に規定する意見の聴取の例による。

（意見の聴取の調書及び報告書の記載事項）

第18条 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかつた場合においては、第3号に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。

（1）意見の聴取の件名

- (2) 意見の聴取の期日及び場所
 - (3) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びに令第1条の2において準用する行政手続法第16条の規定による代理人及び第15条の規定による補佐人(以下この項において「当事者等」という。)の氏名及び住所
 - (4) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無
 - (5) 当事者等の弁明の要旨(提出された弁明書における弁明を含む。)
 - (6) 提出された証拠の標目
 - (7) その他参考となるべき事項
- 2 意見の聴取の調書には、書面、図画、写真その他委員会が適當と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。
- 3 令第1条の2において準用する行政手続法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張
 - (2) 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見
 - (3) 前号の意見についての理由

(意見の聴取の再開)

第19条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは意見の聴取を再開することができる。令第1条の2において準用する行政手続法第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

第4章 雜則

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、公聴会及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、別に定める。